

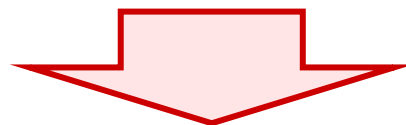
令和3(2021)年度 評価結果について

◆令和2(2020)年度以降の認証評価

学校教育法の一部改正(令和2年4月1日施行)への対応

学校教育法の一部改正の概要

- ① 大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け【第109条第5項】
- ② 大学は適合認定を受けるための努力義務【第109条第6項】
- ③ 適合認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求【第109条第7項】等

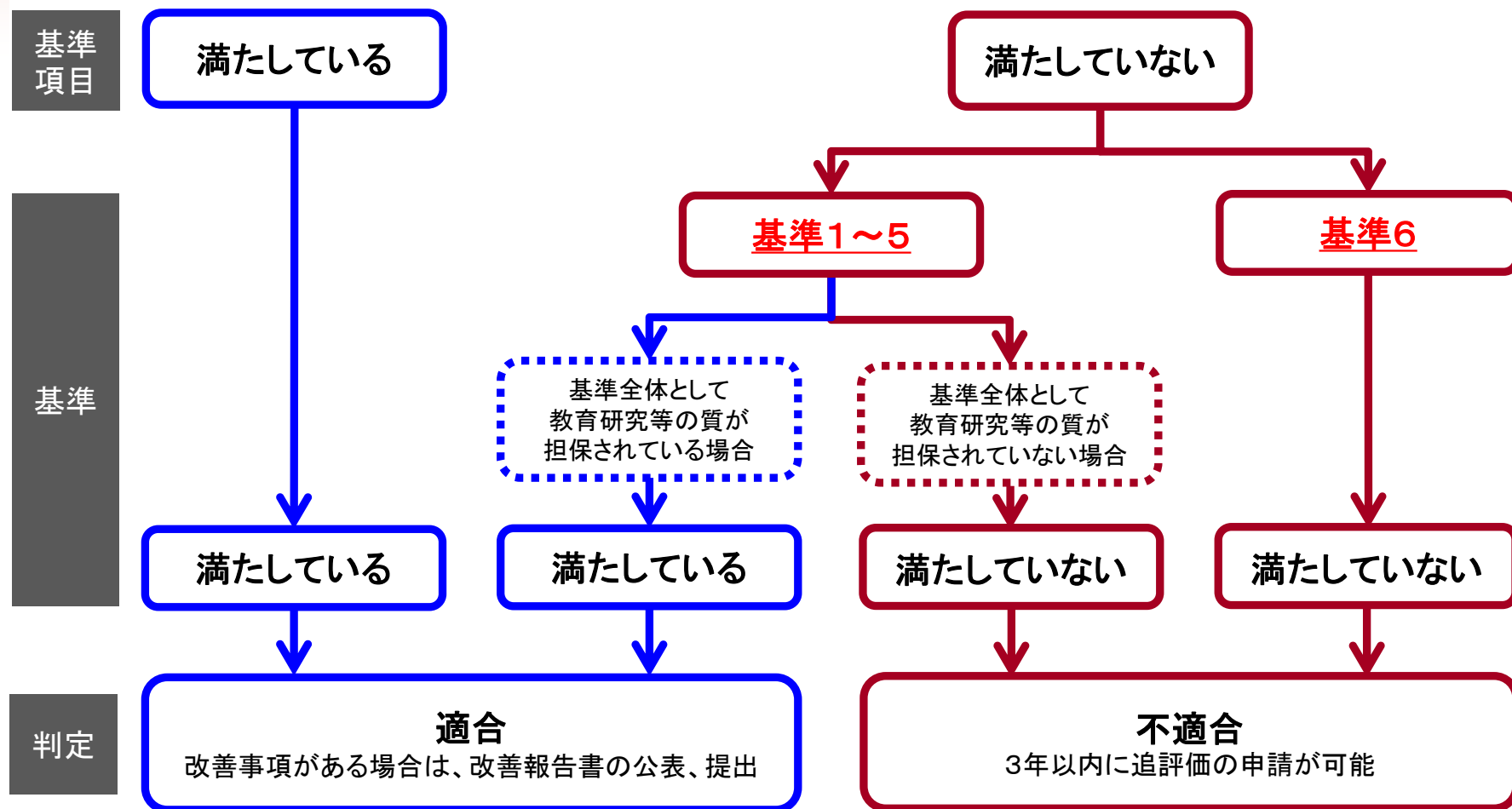


【評価機構の対応】

- ① 認証評価の判定を「適合」「不適合」のみとし、「保留」と「再評価」を廃止
- ② 「不適合」の大学等は、3年以内に「追評価」の申請が可能、評価結果は公表

◆令和2(2020)年度以降の認証評価

学校教育法の一部改正(令和2年4月1日施行)への対応



◆令和2(2020)年度以降の認証評価

学校教育法の一部改正(令和2年4月1日施行)への対応

(評価チーム)

評価チーム評価報告書案⇒12月末または1月初旬に大学へ通知
(基準項目を満たしているか否かの評価のみ記載)

(判定委員会)

評価報告書案⇒2月初旬に大学へ通知
(適合か否かの判定、基準及び基準項目を満たしているか否かの評価記載)

<判定の期日>

○基準項目全て満たしている場合

⇒各大学の実地調査最終日まで

○満たしていない基準項目があった場合

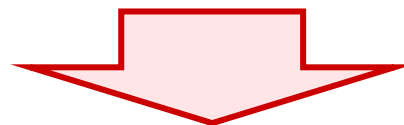
⇒「評価報告書案」の確定(2月下旬ごろ開催の判定委員会)までとし、
実地調査以後でも満たしていない基準項目の要因の改善が認められた場合は、
判定委員会の判断で基準項目を「満たしている」と変更することができる。

◆令和2(2020)年度以降の認証評価

私立学校法の一部改正(令和2年4月1日施行)への対応

私立学校法の一部改正の概要

- ①認証評価結果を踏まえた、事業計画、事業に関する中期的な計画等の作成
【第45条の2】
- ②届出の寄附行為、監査報告書、財務三表、事業報告書、役員等名簿(理事・監事・評議員)、役員に対する報酬等の支給の基準の公表【第63条の2】
- ③監事の牽制機能の強化等、役員の職務及び責任に関する規定の整備
【第24条、26条、36条、37条、40条の5、41条、44条の2、44条3、44条の4】等



【評価機構の対応】

- ①判断例:事業計画及び事業に関する中期的な計画の内容について、直近の認証評価の結果が全く踏まえていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ②判断例:私立学校法第63条の2で指定している事項について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

◆令和3(2021)年度評価結果

評価結果の提供及び公表

- 文部科学大臣への提出
- 文部科学省記者クラブへの資料提出
- 評価結果報告書作成及び公表
- 判断例の公表(平成24年度から実施)

・令和3年度 評価結果(令和4年3月25日公表)

大学	56校	適合	55校
		不適合	1校
短期大学	7校	適合	7校

◆令和3(2021)年度評価結果

優れた点と改善を要する点

●大学及び短期大学機関別認証評価

	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	基準6
優れた点	18(5)	82(13)	32(4)	31(7)	21(1)	13(1)
改善を要する点	1	15	7	26	39(10)	17(1)

※()内は、短期大学機関別認証評価の数値

基準1 使命・目的等 基準2 学生 基準3 教育課程 基準4 教員・職員 基準5 経営管理と財務 基準6 内部質保証

◆令和3(2021)年度評価結果

◆令和3年度 優れた点(重点評価項目)

●基準6「内部質保証」について

- IR活動の結果、学内教職員サイトにIRに関して、アンケートの報告書やファクトブック等を掲載し、法人や大学が置かれている現状の把握や改善活動に生かしている点は評価できる。
- 第三者で構成される外部評価委員会を設置し、自己点検・評価についての客観的な検証・点検を行うとともに、「DP達成度分析」と「map分析」を行い、授業方法やシラバス改善を図っている点は評価できる。
- 教学全体で自己点検・評価を行い、平成28(2016)年度から自己点検評価書、教育・研究活動実績を含む事業活動報告書をホームページで毎年公開している点は評価できる。
- 大学は毎年度自己点検・評価を行い、その結果を次年度の事業計画及び予算策定などに反映させている仕組みは評価できる。
- IR推進センターは、内部質保証を中核とした情報の収集、調査・分析を組織的に行い、各種データの一元管理を推進し、教学と経営に関する政策形成、実際の改革・改善行動の具現化に寄与している点は評価できる。
- アセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価を機能的に実施、IRデータ集を策定し有益な教育情報として学内外に公開している点は、高く評価できる。
- 各学部又は部局等に分散する教学関係の各種データを集計、集約、可視化した「分権型教学IRデータ分析環境」を構築し、教職協働で分析するなど、共同利用可能な環境を整備している点は評価できる。
- 大学組織規程に規定する「Double PDCA Cyclic Loops」は、大学の自己点検・評価に有効な取り組みとして評価できる。

◆令和3(2021)年度評価結果

◆令和3年度 優れた点(重点評価項目)

●基準6「内部質保証」について

- 内部質保証の取組みとして、大学が作成している「内部質保証のポリシー」「大学運営及び教育実施の質保証制度」に基づき、「卒業者が求める大学教育の質に関する調査報告」「鹿児島県の産業界が求める人材像に関する調査報告」などのIR調査及び自己点検・評価を行い、それらの結果を大学運営及び教育改善に反映させていることは評価できる。
- 第三者から意見を聴取する仕組みとして、高等教育機関関係者、大学顧問、理事、自治体代表者等から成る「参与会」、加えて、今年度から大学運営の専門的な立場から意見を聴取する「外部評価部会」を組織し、内部質保証の機能性を高める仕組みの確立をしていることは評価できる。
- 三つのポリシーに基づく教育の質保証に関わる具体的な項目について、三つの階層(大学全体・学位プログラム・授業科目)ごとに、アセスメント及び点検・評価を行い、その結果を教育の改善に反映するなど、教育の内部質保証が機能していることは評価できる。
- IRセンター等による幅広い調査・分析を生かし、自己点検・評価委員会が内部質保証のための具体策を推進し、改善・向上策を中期計画の次年度計画に反映させるなど、内部質保証のPDCAサイクルを有機的かつ効果的に回している点は高く評価できる。
- 中期計画に重要目標達成指標及び重要業績評価指標を設定するなど、客観的指標に基づく内部質保証のためのPDCAサイクルの仕組みを確立し、大学運営又は教育の改善・向上に一定の成果を挙げている点は評価できる。

すべての基準の優れた点(当機構ホームページで公表)

<https://www.jiheer.or.jp/achievement/efforts/>

◆令和3(2021)年度評価結果

◆令和3年度 主な改善を要する点

●基準2「学修と教授」について

- ・学科ごとの収容定員の未充足又は超過

●基準3「教育課程」について

- ・成績評価基準の明確化
- ・大学院の学位論文審査基準の策定

●基準4「教員・職員」について

- ・学長のガバナンス
- ・設置基準上必要な専任教員数の不足

●基準5「管理・運営と財務」について

- ・教育情報の公表
- ・理事会、評議員会の運営
- ・監事の監査報告書
- ・財務基盤

●基準6「内部質保証」について

- ・重点評価項目として、他の基準での指摘との関連に基づく指摘

◆令和3(2021)年度評価結果

令和3年度判断例(当機構ホームページにて公表)

令和3年度に新たに追加された判断例

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 監事の監査報告書の記載に不備がある場合は、内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。